

2019年12月27日
一般社団法人全国地方銀行協会

個人データの第三者提供に係る「中小・地域金融機関向けの
総合的な監督指針」の一部改正（案）に関する質問

保有情報の第三者提供業務については、改正銀行法において、「顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務その他保有する情報を第三者に提供する業務」とされている。

この業務を行う場合、オプトアウト方式（個人情報保護法で第三者提供にあたり同意を要しないケースとされている）による第三者提供も認められると理解してよいか。

改正案の「 - 3 - 2 - 3 - 2 (2)個人情報管理 口」に、「過去に個人である顧客から第三者提供の同意を取得している場合であっても、（省略）あらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である顧客の同意を取得しているか」とある。

「利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合」であっても、個人情報保護法で同意を要しないとされる、法令に基づく場合や人の生命、身体または財産の保護に必要がある場合等は、顧客の同意を要しないと理解してよいか。

以 上